

○富里市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例

平成27年6月19日条例第28号

富里市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例

富里市重度心身障害者等の医療費の一部給付に関する条例（昭和48年条例第32号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、重度の心身障害者及び心身障害児（以下「障害者等」という。）の医療費の一部を助成することにより、負担軽減と早期療養を図り、障害者等の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）障害者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当する障害を有するもの

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和62年1月6日付け障第329号千葉県社会部長通知）第2条の規定による療育手帳の交付を受けた者で、その障害の程度がの1、の2（を含む。）、Aの1又はAの2と判定されたもの

（2）養護者 配偶者、親権を行う者又は後見人等であつて、障害者等を扶養し、かつ、生計を維持している者をいう。

（3）医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

カ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

（受給資格者）

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、市長が別に定める者を除き医療保険各法の被保険者又は被扶養者若しくはこれらの者に準ずるものと認められる障害者等であって、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「受給資格者」という。）とする。

- （1）本市の住民基本台帳に記録されている者
- （2）本市の住民基本台帳に記録されていた者であって、入院又は入所のため他の市区町村の施設（国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する病院等をいう。）に住所を変更したと認められるもの

（適用除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対してはこの条例は適用しない。

- （1）第2条第1号に該当となる時点で、65歳以上の者（65歳に達する日前から引き続いて障害者等である者を除く。）
- （2）老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム等に入所して全額公費負担により保護されている者
- （3）生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者
- （4）富里市子ども医療費の助成に関する規則（平成14年規則第72号）による助成を受けている者
- （5）その他法令等の規定により、国又は地方公共団体の負担による給付が行われ、医療費に係る負担がない者

（助成額）

第5条 この条例による助成の額は、受給資格者の疾病又は負傷について医療保険各法に基づく保険により医療の給付がなされたとき、当該医療の給付に伴う自己負担すべき額（受給資格者が負担すべき額について法令の規定により国又は地方公共団体の負担において給付を受ける額、国の補助に基づき給付を受ける額及び付加給付規定に基づき給付を受ける額並びに医療保険各法に規定する食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）から、別表に定める世帯区分に応じた一部負担額を控除した額とする。

（申請及び認定等）

第6条 助成を受けようとする者は、あらかじめ市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請に基づき対象者の資格を認定したときは、規則で定める重度心身障害者(児)医療費助成受給券(以下「受給券」という。)を当該申請者に交付する。
- 3 助成は、認定のあった日の属する月の初日から行うものとする。
- 4 第2項の規定により、受給券の交付を受けた受給資格者は、医療保険各法に基づき指定された病院、診療所、薬局等(以下「保険医療機関」という。)のうち県内の保険医療機関において医療の給付を受けるときは、受給券を提示するものとする。

(助成の方法)

第7条 市長は、受給資格者が前条第4項の規定により県内の保険医療機関において医療の給付を受けたときは、当該保険医療機関に助成する額を支払うものとする。ただし、受給資格者が当該保険医療機関以外の保険医療機関で医療の給付を受けたとき、又は当該保険医療機関で受給券を提示しなかったときは、当該受給資格者に助成する額を支払うものとする。

- 2 助成は、治療等が終わったときに行うものとする。ただし、1か月以上継続して治療等を受けている場合は、月を単位として行うものとする。
- 3 第1項ただし書の規定により助成を受けようとする受給資格者は、医療の給付を受けた日の翌日から起算して2年以内に市長に申請するものとする。

(助成の制限)

第8条 市長は、助成の要因である病気又は負傷が第三者の行為によって生じた場合において、当該第三者から受給資格者に係る損害賠償を受けたときは、当該額の限度において、この条例による助成は行わない。

- 2 前項の場合において、受給資格者がこの条例による助成を受けた後、第三者から損害賠償を受けたときは、受給資格者又は養護者は、支給を受けた医療費の範囲内において、市長が定める額を返還しなければならない。

(届出義務)

第9条 受給資格者は、氏名又は住所その他の規則で定める事項を変更したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の行為によって、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から既に助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富里市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成は、平成27年 8 月 1 日以後に医療機関等において治療等を受けた者に係る医療費の助成から適用し、平成27年 7 月31日以前の医療費の給付については、なお従前の例による。

別表（第 5 条関係）

世帯区分	一部負担額	
	入院 1 日又は通院 1 回当 たり	調剤
市町村民税非課税世帯	0 円	0 円
市町村民税所得割課税世帯 (所得制限未滿)	300 円	

備考 同日に入院及び通院が重複する場合は、それぞれ 1 日又は 1 回として一部負担額を算定する。